

改正後

現行

(輸入種苗検疫要綱)

第20 [本文略]

- (1) 当該種苗が規則第14条に定める種苗で隔離栽培を行う場合
- (2) 第10第1項の規定により消毒を命じられた場合で、植物防疫官により第11の消毒計画書が適当であると認定された場合
- (3) 第13第1項ただし書きの場所において消毒を行う場合で、植物防疫官により同項の輸送後消毒申請書が承認された場合
- (4) いねもみ又は土の混入が認められ除去を行う場合

(輸入種苗検疫要綱)

第20 [本文略]

- (1) 当該種苗が規則第14条に定める種苗で隔離栽培を行う場合
- (2) 第13ただし書の場所において消毒を行う場合
- (3) 有害植物が発見され選別を行う場合
- (4) いねもみ又は土の混入が認められ除去を行う場合